江東区公報

目　　次

◎条　　例
江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(1) …… 2

◎規　　則
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(2) …… 2

◎告　　示
保管自転車の処分について（令和５年１月下期）(38) …… 5
第１回区議会定例会の招集について(39) …… 5
区域外地域密着型サービス事業所の廃止について(41) …… 6
都市計画事業の図書の縦覧について(50) …… 6
東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画の変更について(52) …… 6
保管自転車の処分について（令和５年２月上期）(53) …… 7
児童遊園の設置について(54) …… 7
道路占用許可基準の一部改正について(58) …… 9

◎告　　示（教）
令和５年第１回江東区教育委員会臨時会の招集(4) …… 9
令和５年第２回江東区教育委員会臨時会の招集(5) …… 9

◎告　　示（選）
江東区選挙執行規程の一部改正(3) …… 10
江東区選挙管理委員会委員長の就任(4) …… 10
選挙人名簿からの抹消(5) …… 10
選挙権を有する者の総数の５０分の１の数、３分の１の数及び６分の１の数(6) …… 10
令和５年４月２３日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙におけるポスター掲示場の掲示区画の番号(7) …… 10

◎告　　示（監）
包括外部監査人補助者の解任通知(1) …… 14
包括外部監査報告書の公表(2) …… 14
令和４年度第３回定期財務監査の結果について(3) …… 14

◎区 議 会
区議会議決事項 …… 16
（令和５年第１回定例会）

条　　例

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和５年２月１５日

江東区長　　山　﨑　孝　明

◎江東区条例第１号

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年１１月江東区条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「ため」の次に「江東区の区域外に」を加え、同条中第３項及び第４項を削り、第５項を第３項とする。

附　則

この条例は、令和５年５月１日から施行する。

規　　則

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和５年２月１０日

江東区長　　山　﨑　孝　明

◎江東区規則第２号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和４０年３月江東区規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別記第６号様式（甲）を次のように改める。

別記第６号様式（甲）（第５条関係）

年度　特別区民税・都民税　申告書

整理番号	職員処理欄のため記入しないでください

江東区長殿	１月１日現在の住所	江東区	業種又は職業	
	現住所	□ 同上	電話番号	
提出年月日　年　月　日	ふりがな / 氏名		個人番号	
	生年月日	年　月　日	世帯主の氏名	続柄

３　所得から差し引かれる金額に関する事項　（収入がなかった方で⑱～㉓のいずれにも該当しない方は、以下の記入は不要です。）

※添付書類は申告書には貼付しないでください。

⑫（要証明書）雑損控除	損害の原因	損害年月日　・　・	損害を受けた資産の種類	
	損害金額　円	保険金などで補てんされる金額　円	差引損失額のうち災害関連支出の金額　円	
⑬（要明細書）医療費控除	支払った医療費等（A）　円	保険金などで補てんされる金額（B）　円	差引負担額（A−B）　37　円	
	□ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を選択する			
⑭ 社会保険料控除	健康保険　円	後期高齢者医療保険　円		
	介護保険　円	国民年金（要証明書）　円		
	（その他）　円	合計　円		
⑮（要証明書）生命保険料控除	新生命保険料の計　56　円	旧生命保険料の計　44　円		
	新個人年金保険料の計　57　円	旧個人年金保険料の計　45　円		
	介護医療保険料の計　58　円			
⑰（要証明書）地震保険料控除	地震保険料の計　47　円	旧長期損害保険料の計　46　円		
⑱寡婦、ひとり親控除 ⑲勤労学生控除	⑱ □ 寡婦控除	⑱□ ひとり親控除	⑲ □ 勤労学生控除（要証明書）（学校名）	
	□ 死別　□ 生死不明			
	□ 離婚　□ 未帰還			
⑳ 障害者控除（要証明書）	1 氏名	障害の程度　身・精　愛・他　級度		
	個人番号　921			
	2 氏名	障害の程度　身・精　愛・他　級度		
	個人番号　922			
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者 ふりがな / 氏名	生年月日　・　・	配偶者の合計所得金額　円	
	個人番号　900	□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除		

㉓ 扶養控除

1	ふりがな / 氏名	生年月日　・　・	同居・別居の区分　□ 同居　□ 別居	続柄
	個人番号　901	控除額　万円		
2	ふりがな / 氏名	生年月日　・　・	同居・別居の区分　□ 同居　□ 別居	続柄
	個人番号　902	控除額　万円		
3	ふりがな / 氏名	生年月日　・　・	同居・別居の区分　□ 同居　□ 別居	続柄
	個人番号　903	控除額　万円		
4	ふりがな / 氏名	生年月日　・　・	同居・別居の区分　□ 同居　□ 別居	続柄
	個人番号　904	控除額　万円		

㉓ 16歳未満の扶養親族（控除対象外）

1	ふりがな / 氏名	生年月日　・　・	同居・別居の区分　□ 同居　□ 別居	続柄
	個人番号　911			
2	ふりがな / 氏名	生年月日　・　・	同居・別居の区分　□ 同居　□ 別居	続柄
	個人番号　912			
3	ふりがな / 氏名	生年月日　・　・	同居・別居の区分　□ 同居　□ 別居	続柄
	個人番号　913			

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。　扶養控除額の合計　万円

◎この線より下は記入しないでください。

本人該当					配偶者		扶養					障害			住借	医療	所得調整
特障	普障	寡婦	ひとり	学生	有	老人	特定	同老	老人	一般	年少	同特	特障	普障	特定	OTC	適用区分
71	72	74	70	76	79	80	82	83	84	81	89	85	86	87	103	106	64

1 収入金額等	事業 営業等	ア	円
	事業 農業	イ	円
	不動産	ウ	円
	利子	エ	円
	配当	オ	円
	給与	カ　8	円
	雑 公的年金等	キ　10	円
	雑 業務	ク	円
	雑 その他	ケ	円
	総合譲渡 短期	コ　12	円
	総合譲渡 長期	サ　13	円
	一時	シ　14	円
2 所得金額	事業 営業等	①　16	円
	事業 農業	②　17	円
	不動産	③　20	円
	利子	④　21	円
	配当	⑤　22	円
	給与	⑥	円
	雑 公的年金等	⑦	円
	雑 業務	⑧　62	円
	雑 その他	⑨　63	円
	総合譲渡・一時	⑩	円
	合計	⑪	円
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑭　32	円
	小規模企業共済等掛金控除	⑮　33	円
	生命保険料控除	⑯	円
	地震保険料控除	⑰	円
	寡婦、ひとり親控除	⑱	円
	勤労学生障害者控除	⑲～⑳	円
	配偶者（特別）控除	㉑～㉒	円
	扶養控除	㉓	円
	基礎控除	㉔	円
	⑭から㉔までの計	㉕　59	円
	雑損控除	⑫　30	円
	医療費控除	⑬	円
	合計（㉕＋⑫＋⑬）	㉖	円

※裏面も確認のうえ、該当項目に記入してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「特別区民税・都民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

５　給与・公的年金等に係る所得以外（　　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の特別区民税・都民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）　【２】

□ 自分で納付（普通徴収）　【６】

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

生保控除	802	
地震控除	803	
住借	102	

バーコード

処理欄　保存有　裏面有　F

６　給与収入の内訳
（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日　給	勤務日数	月　収
1	円		円
2	円		円
3	円		円
4	円		円
5	円		円
6	円		円
7	円		円
8	円		円
9	円		円
10	円		円
11	円		円
12	円		円
賞与等			円
合　計			円
法人番号又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

７　事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

８　配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・	円	円
		・	円	円
			国外株式等に係る外国所得税額	円

※「種目」のうち、「現金主義の特例」を適用する業務の場合は□にチェックを入れてください（詳しくは、「申告の手引き」の７ページをご覧ください）。

９　雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額（a）	必要経費（b）	所得（a-b）
□業務		円	円	円
□業務		円	円	円
			雑所得の合計	円

１０　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額（A）	必要経費（B）	差引金額（C）（A－B）	特別控除額（D）	所得金額（C－D）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ　円
	長期	円	円	円		ロ　円
一　時		円	円	円	円	ハ　円
					合計　イ－〔（ロ+ハ）×1/2〕	ニ　円

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

１１　事業専従者に関する事項

1	ふりがな / 氏名	続柄	生年月日　・　・	専従者給与（控除）額	円	
	個人番号		従事月数			
2	ふりがな / 氏名	続柄	生年月日　・　・	専従者給与（控除）額	円	
	個人番号		従事月数			
3	ふりがな / 氏名	続柄	生年月日　・　・	専従者給与（控除）額	円	
	個人番号		従事月数			
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり　・　承認なし		合計額	円	

１３　事業税に関する事項

非課税所得など	病弱企業	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額（ロ）	円
前年中の開廃業	開始　・　廃止	
	月　日	
□　他都道府県の事務所等		

１２　別居の扶養親族等に関する事項　※国外に居住している方を扶養している場合は要証明書

1	氏名		住所	
2	氏名		住所	
3	氏名		住所	

１４　配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

１５　寄附金に関する事項　（要証明書・領収書）

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
東京都共同募金会 日本赤十字社東京都支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		円
条例指定分	東京都	円
	江東区	円

１６　所得金額調整控除に関する事項

ふりがな / 氏名	続柄	生年月日　・　・	特別障害者に該当する場合	続柄	別居の場合の住所		
個人番号							

（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記第６号様式（甲）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告　　示

◎江東区告示第３８号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和６０年１０月江東区条例第２８号）第１５条第２項及び第２３条第２項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから１か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第１５条第３項及び第２３条第２項の規定により、当該自転車を処分する。

令和５年２月７日

江東区長　　山　﨑　孝　明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第３９号

下記事件につき、令和５年第１回江東区議会定例会を２月１５日に招集する。

令和５年２月８日

江東区長　　山　﨑　孝　明

記

１　令和４年度江東区一般会計補正予算（第７号）
２　令和４年度江東区国民健康保険会計補正予算（第１号）
３　令和４年度江東区介護保険会計補正予算（第２号）
４　令和４年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第１号）
５　令和５年度江東区一般会計予算
６　令和５年度江東区国民健康保険会計予算
７　令和５年度江東区介護保険会計予算
８　令和５年度江東区後期高齢者医療会計予算
９　仙台堀川取水ポンプ所改築工事請負契約
１０　江東区塩浜福祉プラザ改修工事請負契約
１１　江東区塩浜福祉プラザ電気設備改修工事請負契約
１２　江東区塩浜福祉プラザ機械設備改修工事請負契約
１３　江東区情報公開条例の一部を改正する条例
１４　江東区個人情報の保護に関する法律施行条例
１５　江東区個人情報保護審議会条例
１６　江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

１７　江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
１８　江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
１９　選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
２０　江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
２１　江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
２２　江東区区民体育館条例の一部を改正する条例
２３　江東区営運動場条例の一部を改正する条例
２４　江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例
２５　江東区営プール条例の一部を改正する条例
２６　江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
２７　江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
２８　江東区保育所条例の一部を改正する条例
２９　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
３０　江東区老朽空家等対策審議会条例
３１　江東区私道整備助成条例の一部を改正する条例
３２　江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例
３３　江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
３４　江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
３５　江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例

◎江東区告示第４１号

介護保険法第７８条の５第２項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第７８条の１１の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和５年２月８日

江東区長　山　﨑　孝　明

記

１　介護保険事業所番号
　１３７１８０３０８９
２　事業所の名称及び所在地
　株式会社シルバー茶論熊野前店
　　東京都荒川区東尾久３－３３－４
３　事業者の名称、所在地及び代表者
　株式会社シルバー茶論
　　東京都荒川区東尾久８－２０－４
　　代表取締役　安藤　薫
４　廃止年月日
　平成２９年６月３０日
５　サービスの種類
　地域密着型通所介護

◎江東区告示第５０号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和５年２月１４日付け関東地方整備局告示第２６号に係る東京都市計画道路事業の事業計画の変更について、国土交通省関東地方整備局長から都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第２項において準用する同法第６２条第１項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第２項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則（昭和４４年建設省令第４９号）第４９条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和５年２月１６日

江東区長　山　﨑　孝　明

記

縦覧場所	江東区東陽四丁目１１番２８号 江東区役所都市整備部都市計画課

◎江東区告示第５２号

都市計画の案について

東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和５年２月２０日

江東区長　山　﨑　孝　明

記

都市計画の種類	東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画	
都市計画を定める土地の区域	変更する部分	江東区有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目及び東雲二丁目各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部	

	都市計画課（東京都庁第二本庁舎１２階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎５階）
縦覧期間	公告日から２週間
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目８番１号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

◎江東区告示第５３号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和６０年１０月江東区条例第２８号）第１５条第２項及び第２３条第２項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから１か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第１５条第３項及び第２３条第２項の規定により、当該自転車を処分する。

令和５年２月２１日

江東区長　山　﨑　孝　明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第５４号

江東区立児童遊園条例（昭和５２年６月江東区条例第１４号）第２条第２項の規定に基づき、次の児童遊園を令和５年３月１日から設置する。

令和５年２月２８日

江東区長　山　﨑　孝　明

１　設置する児童遊園

名称	位置
江東区立大島二丁目児童遊園	江東区大島二丁目２番１９号

２　供用開始日

令和５年３月１日

３　区域及び面積

別図のとおり

［別図］

名　称	江東区立大島二丁目児童遊園
所在地	江東区大島二丁目２番１９号
面　積	１５６．０５㎡

案内図

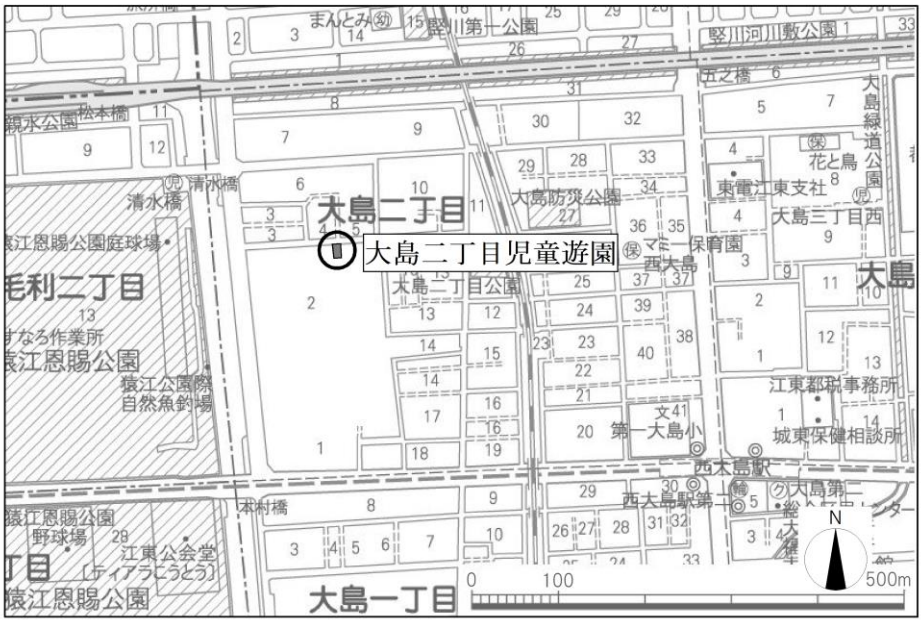

平面図

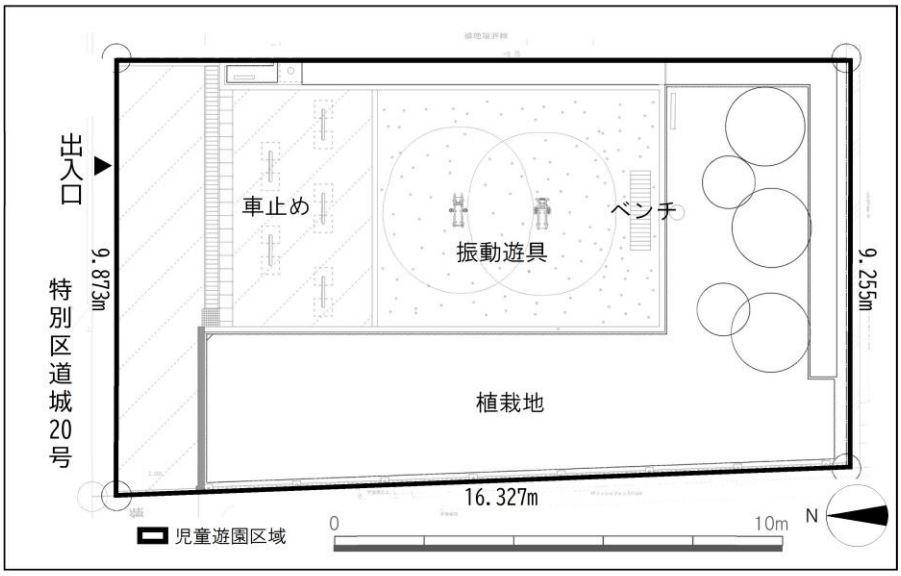

◎江東区告示第５８号

道路占用許可基準（平成１６年６月江東区告示第１４５号）の一部を次のように改正する。

令和５年３月２日

江東区長　山　﨑　孝　明

第３５条各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、「地方公共団体」の次に「又は町会・自治会」を加え、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町会・自治会が設置する掲示板の占用については、近隣の敷地内に掲示板を設置する余地がなく、やむを得ないと認められる場合に限る。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

告　示　（　教　）

◎江東区教育委員会告示第４号

下記により、令和５年第１回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和５年２月１０日

江東区教育委員会

教育長　本　多　健一朗

記

１　日時　令和５年２月１４日（火）
　　午前１０時

２　場所　教科書センター（江東区教育センター内）

３　議題

日程第１　１　教育長職務代理者の指名について

４　報告事項

(1)　令和５年度奨学生予約生の決定についてほか

◎江東区教育委員会告示第５号

下記により、令和５年第２回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和５年３月３日

江東区教育委員会

教育長　本　多　健一朗

記

１　日時　令和５年３月７日（火）
　　午前１０時

２　場所　江東区役所

３　議題

日程第１　１　教育委員会委員の議席の指定について

日程第２　議案第６号　審査請求に対する裁決について

４　報告事項

(1)　令和５年度新１・７年生の学校選択制度の進捗状況について

告　示　（　選　）

◎江東区選挙管理委員会告示第３号

江東区選挙執行規程（平成１９年１月江東区選挙管理委員会告示第３号）の一部を次のように改正する。

令和５年２月６日

江東区選挙管理委員会

第７５条中「ときは、」の次に「委員会が交付する別記第１９号様式の原稿用紙（委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載した」を、「２葉」の次に「又は記録した掲載文及び写真」を加える。

第７７条第１項及び第２項を次のように改める。

掲載文は、原稿用紙によって記載し、又は記録しなければならない。

２　掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

第７７条第３項中「第７５条」の次に「（選挙公報への掲載申請）」を加え、同条第４項中「若しくは」を「並びに」に、「記載」を「記載し、又は記録」に改め、同条第５項中「規定の」を「規定による」に、「無所属と記載」を「無所属と記載し、又は記録」に、「以外は記載」を「以外は記載し、又は記録」に改める。

第７８条第１項中「原稿用紙作成の」を「掲載文を原稿用紙に記載し、又は記録する際使用する」に、「若しくは」を「並びに」に改め、同条第２項中「イラストレーション等を記載」を「イラストレーション等を記載し、又は記録」に改め、「合計」の次に「面積」を加え、「記載する」を「載せる」に改め、同項ただし書中「面積の計算にあたっては」を「合計面積の計算に当たっては」に、「当該面積」を「当該合計面積」に改め、同条第３項中「違反して記載」を「違反して記載し、又は記録」に、「文字等」を「文字」に、「、その他」を「その他」に改め、「掲載文の記載」の次に「又は記録」を加え、同条第４項中「公職の」を「委員会は、公職の」に改め、「、委員会は」を削る。

第８０条第１項中「既に」を「、既に」に、「又は写真２葉」を「若しくは写真２葉又は記録し直した掲載文若しくは写真」に改める。

◎江東区選挙管理委員会告示第４号

江東区選挙管理委員会委員長に別紙の者が就任した。

令和５年２月２０日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

東京都江東区北砂五丁目１９番７‐２０３号

植　村　典　侑

◎江東区選挙管理委員会告示第５号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２８条第４号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり１名を抹消した。

令和５年３月１日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項及び第７５条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１項及び第５条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１の数並びに地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の４０万を超える数の６分の１の数と４０万の３分の１の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項及び第５条第１５項の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数は、次のとおりである。

令和５年３月１日

江東区選挙管理委員会

１　選挙権を有する者の総数の５０分の１の数

８，５５３

２　選挙権を有する者の総数の４０万を超える数の６分の１の数と４０万の３分の１の数とを合算した数

１３７，９３６

３　選挙権を有する者の総数の６分の１の数

７１，２６９

◎江東区選挙管理委員会告示第７号

江東区選挙執行規程（平成１９年１月３０日江東区選挙管理委員会告示第３号）第５９条第１項の規定により、令和５年４月２３日執行の江東区

議会議員選挙及び江東区長選挙におけるポスター
掲示場の掲示区画の番号を次のとおり定めた。

令和５年３月１日

江東区選挙管理委員会

江東区議会議員選挙ポスター掲示場区画番号

4段72面（表示欄を含む）

第1ブロック（第1～14投票区）

17	16	15	14	13	12	11	10	(72)	9	8	7	6	5	4	3	2	1
34	33	32	31	30	29	28	27	(71)	26	25	24	23	22	21	20	19	18
51	50	49	48	47	46	45	44	(70)	43	42	41	40	39	38	37	36	35
68	67	66	65	64	63	62	61	(69)	60	59	58	57	56	55	54	53	52

第2ブロック（第15～26、56・57投票区）

58	57	56	55	54	53	52	60	59	(72)	66	65	64	63	62	61	68	67
7	6	5	4	3	2	1	9	8	(71)	15	14	13	12	11	10	17	16
24	23	22	21	20	19	18	26	25	(70)	32	31	30	29	28	27	34	33
41	40	39	38	37	36	35	43	42	(69)	49	48	47	46	45	44	51	50

第3ブロック（第27～41投票区）

47	46	45	44	51	50	49	48	(72)	39	38	37	36	35	43	42	41	40
64	63	62	61	68	67	66	65	(71)	56	55	54	53	52	60	59	58	57
13	12	11	10	17	16	15	14	(70)	5	4	3	2	1	9	8	7	6
30	29	28	27	34	33	32	31	(69)	22	21	20	19	18	26	25	24	23

第4ブロック（第42～55投票区）

20	19	18	26	25	24	23	22	21	(72)	28	27	34	33	32	31	30	29
37	36	35	43	42	41	40	39	38	(71)	45	44	51	50	49	48	47	46
54	53	52	60	59	58	57	56	55	(70)	62	61	68	67	66	65	64	63
3	2	1	9	8	7	6	5	4	(69)	11	10	17	16	15	14	13	12

※網掛け部分は表示欄。刷色は藍色。

江東区長選挙ポスター掲示場区画番号

2段8面（表示欄を含む）

第1ブロック（第1～14投票区）

3	2	1	(8)
6	5	4	(7)

第2ブロック（第15～26、56、57投票区）

2	1	6	(8)
5	4	3	(7)

第3ブロック（第27～41投票区）

5	4	3	(8)
2	1	6	(7)

第4ブロック（第42～55投票区）

6	5	4	(8)
3	2	1	(7)

※網掛け部分は表示欄。刷色は朱赤色。

告　示　（　監　）

◎江東区監査委員告示第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３２第８項の規定に基づき、包括外部監査人から包括外部監査人補助者の解任通知があった。

ついては、同法第２５２条の３２第９項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和５年２月８日

江東区監査委員　松　土　英　男
同　藏　田　朝　彦
同　中　嶋　雅　樹
同　白　岩　忠　夫

記

１　包括外部監査人補助者を解任された者

生越　慎平　東京都江東区有明一丁目４番２０‐８１７号
小泉　妙美　東京都江東区東砂七丁目５番２２‐９０４号
寺澤　智行　東京都江東区豊洲五丁目６番２９‐６３３号
幡田　宏樹　東京都江東区東雲一丁目９番５０‐２９０９号
濱﨑　俊幸　東京都江東区亀戸五丁目１７番１１‐７０１号
向山　光浩　東京都江東区東雲一丁目９番４２‐１９０９号

２　解任された日

令和５年１月３１日

◎江東区監査委員告示第２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３８第３項の規定に基づき、別添「令和４年度包括外部監査報告書」のとおり公表する。

令和５年２月８日

江東区監査委員　松　土　英　男
同　藏　田　朝　彦
同　中　嶋　雅　樹
同　白　岩　忠　夫

〔別紙省略〕

◎江東区監査委員告示第３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項、江東区監査基準（令和２年４月１日江東区監査委員訓令甲第１号）第１７条の規定に基づき、令和４年度第３回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和５年２月１５日

江東区監査委員　松　土　英　男
同　藏　田　朝　彦
同　中　嶋　雅　樹
同　白　岩　忠　夫

〔別紙〕

令和４年度第３回定期財務監査報告書

第１　監査の範囲

１　監査の対象事項

令和２年度、３年度及び４年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

なお、豊洲特別出張所については、令和３年度及び４年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

２　監査の対象施設

(1)　豊洲特別出張所
(2)　出張所
亀戸
(3)　保育園
森下、東雲、辰巳第三、亀戸、亀戸第二、大島、わかば、東砂第四、南砂第一
(4)　児童館
亀戸第三、大島、大島第二
(5)　江東きっずクラブ
きっずクラブ亀戸第三児童館、きっずクラブ香取、きっずクラブ大島第二児童館、きっずクラブ北砂

３　監査の実施期日

令和４年１０月６日から同年１１月１８日までのうち２１日間

第２　監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

なお、契約の締結及び履行確認（検査）について重点監査項目として監査を実施した。

第３　監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務については、法令に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の契約の締結及び履行確認（検査）についても同様であった。ただし、施設の保全状況について一部の施設において不適切な状況が見られたほか、児童館・保育園において基本的な事務処理における不適正な事例が散見されたため、別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第４　監査委員意見

１　施設の保全管理について

施設を安全で良好な状態に保つことは施設管理者の責務であるが、一部の児童館において、建物老朽化に対する適切な措置が講じられておらず、施設利用者や周辺住民等に対する安全確保の観点からも課題が見られたため意見を述べる。

児童館は、遊びを通して児童の健やかな成長を図り、心身を豊かに育てていくための施設であり、児童の居場所や親子の交流拠点として機能している。また、図書館や出張所が併設されている場合もあり、幅広い世代の利用者が訪れる施設でもある。

今回の監査では、これらの実態を踏まえつつ施設監査を行ったが、一部の児童館においては、建物屋上に設置されている鉄製の角パイプフェンスの一部が腐食により欠損していたほか、その他の構造部材にも腐食が進んでいる箇所が散見された。また、ベランダの壁面に設置されているスピーカーの保護枠の取付け部分から鉄さびが溶出しており、落下が危惧される状況も見られた。

日常から施設の保全を適切に行うことは、施設利用者の安全や安心のためだけでなく、修繕費の節減や施設の長寿命化の観点からも極めて重要である。

さらに、本件のような構造部材の欠損や設備の落下が危惧されるような状況は、施設利用者に危険が及ぶのみならず、隣接する建物や周辺住民、通行人等をも事故に巻き込むことも危惧される。

総務部営繕課並びに教育委員会事務局学校施設課より示されている「保全ガイドブック」も参考にしながら、日常の施設保全が適切であるか、全般にわたって改めて確認されるとともに、事故を未然に防ぐための対策を早急に講じられたい。

２　基本的な事務処理における不適正な事例について

児童館、保育園において以下のような基本的な事務処理における不適正な事例が散見された。

(1)　勤怠事務に係る不備

①　システムによらない出勤簿の整理にあたり鉛筆が使用されている。

②　システムによらない願届書や休暇簿、欠勤等整理簿について記入漏れがあるなど正しく整理されていない。

③　休憩時間が正しく付与されていない。

(2)　旅費支給事務に係る不備

①通勤手当相当額が支給されている区間が考慮されていないなど、正しい金額が支給されていない。

(3)　現金出納簿作成に係る不備

①　月末や年度末の締め処理がされていない。

②　前渡金受領日が正しく記載されていない。

こうした事例の発生の多くは、職員の基本的な知識不足が原因と思料される。

各職場においては、まずは事務執行に際し、基本事務マニュアルをはじめ、業務ごとの個別マニュアルを参照し、正しい事務処理を習得するのはもちろんのこと、組織として研修へ積極的に参加する体制を整えるなど、業務品質向上に向けて職員個々の意識改革に意を用いて取り組むことを期待したい。

区　　議　　会

◎区議会議決事項（令和５年第１回定例会）

２月１５日から開会した令和５年第１回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

１　選任同意（区長提出）

議案第３７号　江東区教育委員会委員選任同意方について

淺　野　美智子

（２月１５日同意）

２　議案（議員提出）

議案第１号　江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（２月１５日可決）

３　その他の議決事項等

江東区選挙管理委員会委員選挙

上　野　靖　之（当選）
植　村　典　侑（当選）
小　西　典　子（当選）
髙　村　直　樹（当選）

江東区選挙管理委員会委員補充員選挙

野　島　和　博（当選）
長　野　純　二（当選）
柴　田　幸　雄（当選）
加　藤　恵美子（当選）

（以上２月１５日選挙）